

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十二号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「には」の下に「、法第二十条の五の二第二項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第二項中「前項」の下に「及び法第二十条の五の二第二項」を加える。

第四十六条第二項第二号中「し、併せて奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「行う場合において、法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」に改める。

第五十八条の四中「し、併せて奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「行う場合において、法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」に、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第三条の三第二項第三号中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に改める。

附則第七条の三の五中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第八条第一項中「その他これに類するものとして施行規則で定めるもの」を削り、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、同条第四項、第五項及び第八項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第八条の五の二中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第八条の六第二項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車）内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。附則第八条の六の三において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。以下この条及び附則第八条の六の三第一項第三号において同じ。）に該当するものを除く。以下この条及び附則第八条の六の三において同じ。）（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、附則第八条の六の三及び附則第八条の六の四において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この

条及び附則第八条の六の三において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第四項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

- ア 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六第五項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中イをウとし、アをイとし、イの前に次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び

附則第八条の六の三において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六第五項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第八条の六の三において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めらるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六第六項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

ア 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗

じて得た数値以上であること。

附則第八条の六第七項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの
ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの
ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六第八項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第八条の六の三第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、第四号を第五号とし、第三号を削り、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第二項第一号中「附則第八条の六第二項第一号」を「附則第八条の六第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの
ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第八条の六第四項第一号」を「附則第八条の六第四項」に改め、同項第三号中「附則第八条の六第四項第二号」を「附則第八条の六第五項第二号」に改め、同項第四号中「附則第八条の六第五項第二号ウ」を「附則第八条の六第五項第三号ウ」に改め、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第八条の六第六項第一号」を「附則第八条の六第六項」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「附則第八条の六第六項第二号」を「附則第八条の六第七項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第四項に次の一号を加える。

五 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値

の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第八条の六の三第五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第六項中「供する自動車」の下に「又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第七項及び第八項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第九項中「装置（以下この項から第十二項）」を「装置（以下この項から第十一項）」に、「平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号及び第二号中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項第三号中「以下この項から第十三項まで」を「次項から第十二項まで」に改め、同項第四号を削り、同条第十項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「及び」を「又は」に改め、「三・五トンを超え」の下に「八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え」を加え、「平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とする。

附則第九条第一項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第一号」に、「定めるものをいう。以下この条」を「定めるものをいう。同項第二号」に、「第三項第三号」を「次項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第三項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。「）」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同条の規定により平成二十一年

十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百七十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「同条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）に改め、同項第五号中「乗用車」の下に「（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）」を加え、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号ア	
七、五〇〇円	二、〇〇〇円
八、五〇〇円	二、五〇〇円
九、五〇〇円	二、五〇〇円
一三、八〇〇円	三、五〇〇円
一五、七〇〇円	四、〇〇〇円

第一項第一号イ

一一一、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	七六、五〇〇円	六六、五〇〇円	五八、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	三九、五〇〇円	三四、五〇〇円	二九、五〇〇円	四〇、七〇〇円	二七、二〇〇円	二三、六〇〇円	二〇、五〇〇円	一七、九〇〇円
二八、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	一九、五〇〇円	一七、〇〇〇円	一四、五〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	七、五〇〇円	一〇、五〇〇円	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五、五〇〇円	四、五〇〇円

第一項第二号ア

第一項第二号イ

六、五〇〇円	二、〇〇〇円
九、〇〇〇円	二、五〇〇円
一二、〇〇〇円	三、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	四、〇〇〇円
一八、五〇〇円	五、〇〇〇円
二二、〇〇〇円	五、五〇〇円
二五、五〇〇円	六、五〇〇円
二九、五〇〇円	七、五〇〇円
四、七〇〇円	一、二〇〇円
八、〇〇〇円	二、〇〇〇円
一一、五〇〇円	三、〇〇〇円
一六、〇〇〇円	四、〇〇〇円
二〇、五〇〇円	五、五〇〇円
二五、五〇〇円	六、五〇〇円
三〇、〇〇〇円	七、五〇〇円

第一項第三号ア(2)	第一項第三号ア(1)							第一項第二号ウ(2)		第一項第二号ウ(1)					
	二六、五〇〇円	二九、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二三、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、五〇〇円	一四、五〇〇円	一二、〇〇〇円	二〇、六〇〇円	一〇、二〇〇円	一五、一〇〇円	七、五〇〇円	六、三〇〇円	四〇、五〇〇円	三五、〇〇〇円
	七、〇〇〇円	七、五〇〇円	六、五〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	四、五〇〇円	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	五、五〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、六〇〇円	一〇、五〇〇円	九、〇〇〇円

第一項第四号		第一項第三号イ												
六、〇〇〇円	四、五〇〇円	二二、〇〇〇円	一八、五〇〇円	一六、五〇〇円	一四、五〇〇円	一二、五〇〇円	一〇、五〇〇円	八、五〇〇円	一六、〇〇〇円	一四、五〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	九、五〇〇円	八、〇〇〇円

第一項第五号																																												
第一項第六号																																												
第二項第一号																																												
六、三〇〇円			四、七〇〇円			三、七〇〇円			六、〇〇〇円			四、五〇〇円			八八、八〇〇円			七〇、四〇〇円			六一、二〇〇円			五三、二〇〇円			四六、四〇〇円			四〇、八〇〇円			三六、〇〇〇円			三一、六〇〇円			二七、六〇〇円			二三、六〇〇円		
一、六〇〇円			一、二〇〇円			一、〇〇〇円			一、五〇〇円			一、五〇〇円			一二、五〇〇円			一八、〇〇〇円			一五、五〇〇円			一三、五〇〇円			一二、〇〇〇円			一〇、五〇〇円			九、〇〇〇円			八、〇〇〇円			七、〇〇〇円			六、〇〇〇円		

第二項第二号		
五、二〇〇円	六、三〇〇円	八、〇〇〇円
一、三〇〇円	一、六〇〇円	二、〇〇〇円

附則第八条の六の三第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第四項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号ア											第一項第一号イ
七、五〇〇円	八、五〇〇円	九、五〇〇円	一三、八〇〇円	一五、七〇〇円	一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、六〇〇円	二七、二〇〇円	四〇、七〇〇円	二九、五〇〇円	
四、〇〇〇円	四、五〇〇円	五、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	一二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二〇、五〇〇円	一五、〇〇〇円	

第一項第二号ア

一三、〇〇〇円	一八、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円	六、五〇〇円	一一、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	七六、五〇〇円	六六、五〇〇円	五八、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	三九、五〇〇円	三四、五〇〇円
一一、〇〇〇円	九、五〇〇円	七、五〇〇円	六、〇〇〇円	四、五〇〇円	三、五〇〇円	五五、五〇〇円	四四、〇〇〇円	三八、五〇〇円	三三、五〇〇円	二九、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二二、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、五〇〇円

第一項第二号ウ(2)	第一項第二号ウ(1)	第一項第二号イ	一〇、二〇〇円	一五、一〇〇円	七、五〇〇円	六、三〇〇円	四〇、五〇〇円	三五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二〇、五〇〇円	一六、〇〇〇円	一一、五〇〇円	八、〇〇〇円	四、七〇〇円	二九、五〇〇円	二五、五〇〇円
			五、五〇〇円	八、〇〇〇円	四、〇〇〇円	三、二〇〇円	二〇、五〇〇円	一七、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	八、〇〇〇円	六、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、四〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円

第一項第三号了(1)

二〇、六〇〇円

一〇、五〇〇円

一二、〇〇〇円

六、〇〇〇円

一四、五〇〇円

七、五〇〇円

一七、五〇〇円

九、〇〇〇円

二〇、〇〇〇円

一〇、〇〇〇円

二二、五〇〇円

一一、五〇〇円

二五、五〇〇円

一三、〇〇〇円

二九、〇〇〇円

一四、五〇〇円

第一項第三号了(2)

二六、五〇〇円

一三、五〇〇円

三二、〇〇〇円

一六、〇〇〇円

三八、〇〇〇円

一九、〇〇〇円

四四、〇〇〇円

二二、〇〇〇円

五〇、五〇〇円

二五、五〇〇円

五七、〇〇〇円

二八、五〇〇円

六四、〇〇〇円

三二、〇〇〇円

第一項第三号イ														
第一項第四号														
第一項第五号														
三三、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	六五、五〇〇円	七四、〇〇〇円	八三、〇〇〇円	一七、三〇〇円	二三、五〇〇円	二三、六〇〇円	二七、六〇〇円	三一、六〇〇円	三六、〇〇〇円	四〇、八〇〇円	四六、四〇〇円
一六、五〇〇円	二〇、五〇〇円	二四、五〇〇円	二八、五〇〇円	三三、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	四一、五〇〇円	九、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、五〇〇円

第一項第六号	五三、二〇〇円	二七、〇〇〇円
	六一、二〇〇円	三一、〇〇〇円
	七〇、四〇〇円	三五、五〇〇円
	八八、八〇〇円	四四、五〇〇円
第二項第一号	四、五〇〇円	二、五〇〇円
	六、〇〇〇円	三、〇〇〇円
	三、七〇〇円	一、八〇〇円
	四、七〇〇円	二、三〇〇円
第二項第二号	六、三〇〇円	三、二〇〇円
	五、二〇〇円	二、六〇〇円
	六、三〇〇円	三、二〇〇円
	八、〇〇〇円	四、〇〇〇円

附則第八条の六の三第六項を同条第三項とし、同条第七項を削る。

附則第九条の二第一項中「前条第三項から第六項まで」を「前条第二項又は第三項」に改め、「若しくは粒子状物質の排出量」を削り、「同条第三項から第六項まで」を「同条第二項又は第三項」に改める。

附則第十条の四第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」

日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附則第十五条の二を次のように改める。

第十五条の二 削除

附則第十七条第一項中「の第三十九条第一項の」を「の第三十九条第二項に規定する」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号中「あつた第三十九条第一項の」を「あつた第三十九条第二項に規定する」に改める。

附則第十九条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間 平成三十一年度分

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の奈良県税条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による改正前の奈良県税条例附則第十九条第一項の規定により納税義務を免除される平成二十九年度分及び平成三十一年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。